

株 式 会 社 ニ イ タ カ	定 款
-----------------	-----

昭和	38年	4月	24日	会社成立
平成	14年	4月	26日	一部改定
平成	14年	8月	30日	一部改定
平成	15年	5月	2日	一部改定
平成	15年	8月	28日	一部改定
平成	16年	8月	27日	一部改定
平成	17年	8月	25日	一部改定
平成	18年	8月	25日	一部改定
平成	20年	8月	26日	一部改定
平成	21年	8月	27日	一部改定
平成	22年	8月	27日	一部改定
平成	27年	8月	26日	一部改定
平成	29年	8月	25日	一部改定
2019年	9月	26日	一部改定	
2022年	9月	22日	一部改定	

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ニイタカと称し、英文ではNiitaka Co. , Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 油脂及び油脂関連製品の製造販売
2. 洗剤、洗浄剤、除菌剤、漂白剤の製造販売
3. 固形燃料の製造販売
4. 米穀及び食品の販売
5. 毒物・劇物の製造販売
6. 次亜塩素酸ナトリウム製剤、アルコール製剤等の食品添加物の製造販売
7. 食品衛生及び環境衛生のための害鳥獣虫、植物、微生物等の防除に関する事業
8. 医薬品の販売
9. 医薬部外品の製造販売
10. 化粧品等の製造販売
11. 厨房機器の販売
12. 厨房機器のレンタル
13. 農産物の生産・販売
14. 金融業
15. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、16,900,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

- ② 前項の請求があった場合において、当社が売渡す数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び売渡請求、その他株式に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後4ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(開催場所)

第14条 当社は、大阪市で株主総会を開催する。

(招集権者及び議長)

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。

- ② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第21条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。

- ② 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。
- ③ 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- ⑤ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第22条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び取締役会長)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会はその決議により取締役会長1名を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除きあらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。

- ② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の決議方法)

第26条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
- ③ 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任の方法)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 当会社の会計監査人の報酬等は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 当会社の剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

- ② 前項の配当金には利息は付けない。

附則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。